

平成30年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録（概要版）

1 日 時

平成30年5月31日（火） 15時00分～16時00分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮原 進（一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長）

副部会長 薄井タカ子（税理士法人薄井会計代表社員）

特別委員 西島 猛（元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役）

特別委員 岡本 俊介（留萌市建設業協会事務局長）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 和 浩

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興）下 岡 司

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興）鈴木 誠 之

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 間 宮 寿 之

4 傍聴者

0名

5 審議事項

「コメリホームセンター名寄店」（名寄市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「コメリホームセンター名寄店」（名寄市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

審議した結果、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別添のとおり答申することとした。

(2) 事務局から今後の審議案件が必要となる予定の届出がないことから、次回の開催日程は改めて調整することを報告した。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(コメリホームセンター名寄店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、駐車場台数について、指針で定める必要駐車台数の算式そのものの数値（340台）によらず「既存類似店のデータ」を使用して算出（139台）しているが、当該算出方法が指針において認められている手法であること、本件がその手法をとることについて、条件を具備しており妥当であると考えられること、また、「既存類似店のデータ」により算出された必要駐車台数を採用することにより、指針の台数に比して大きく周辺的生活環境に影響を与えることにはなりにくいことから、指針で定める特別の事情にあたるものと判断する。

なお、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮事項は満たしている。

名寄市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。